

貸渡約款

第1章 総則

第1条 (約款の適用)

当社は、この約款の定めるところにより、貸渡自動車（以下「レンタカー」という。）を借受人に貸し渡すものとし、借受人はこれを借り受けるものとします。なお、この約款に定めのない事項については、第39条の細則、法令又は一般の慣習によるものとします。

第2章 予約

第2条 (予約の申込み)

借受人は、レンタカーを借りるにあたって、来店、電話、インターネット等の手段及び当社が契約し当社に代わって予約業務を取り扱う旅行会社等を通じて、約款及び別記定める料金表等に同意のうえ、別記定める方法により、あらかじめ車種クラス、借渡開始日時、借受期間、返還場所、運転者、チャイルドシート、カーナビ等オプション類の要否、その他の借受条件（以下「借受条件」という。）を明示して予約の申込みを行うことができます。

第3条 (予約の変更)

借受人は、前条第1項の借受条件を変更しようとするときは、あらかじめ当社の承諾を受けなければならぬものとします。ただし、当社が契約し当社に代わって予約業務を取り扱う旅行会社等において、予約申込みを行ったときは、当該申込みを行った予約代行業者の営業拠点に対して変更の申込みをした場合のみ、予約の変更ができるものとします。

第4条 (予約の取消し等)

借受人は、別記定める方法により、予約を取り消すことができます。

2. 借受人が、借受人の都合により、予約した借受開始時刻を1時間以上経過してもレンタカー貸渡契約（以下「貸渡契約」という。）の締結手続きに着手しなかったときは、予約が取り消されたものとします。

3. 前2項の場合、借受人は、別記定めるところにより予約取消手数料を当社に支払うものとし、借受人は、予約申込金を受領している場合は、この予約取消手数料と相殺するものとします。

4. 当社の都合により、予約が取り消されたときは、又は貸渡契約が締結されなかったときは、借受人は、当社が受領済みの予約申込金を返還します。

5. 事故、故障、不返還、リコール、天災その他の借受人若しくは当社の責に帰せざる事由による事由により貸渡契約が締結されなかったときは、予約が取り消されたものとします。この場合、借受人は受領済みの予約申込金を返還するものとします。

第5条 (代替レンタカー)

借受人は、借受人から予約のあった車種クラスのレンタカーを貸し渡すことができないときは、予約と異なる車種クラスのレンタカー（以下「代替レンタカー」という。）の貸渡しを申し入れることができるものとします。

2. 借受人が前項の申込みを承諾したときは、当社は車種クラスを除き予約時と同一の借受人で代替レンタカーを貸し渡すものとします。なお代替レンタカーの貸渡料金が予約された車種クラスの貸渡料金より高くなる場合は、予約した車種クラスの貸渡料金によるものとします。予約された車種クラスの貸渡料金より低くなる場合は、当該代替レンタカーの車種クラスの貸渡料金によるものとします。

3. 借受人は、第1項の代替レンタカーの貸渡の申込みを拒絶し、予約を取り消すことができるものとします。

4. 前項の場合において、第1項の貸渡しをすることができない原因が、当社の責に帰せざる事由による事由に該当するときは第4条第4項の予約の取消しとして取り扱い、借受人は受領済みの予約申込金を返還するものとします。

5. 第3項の場合において、第1項の貸渡しをすることができない原因が、当社の責に帰せざる事由による事由に該当するときは第4条第5項の予約の取消しとして取り扱い、借受人は受領済みの予約申込金を返還するものとします。

第6条 (免責)

借受人及び借受人は、予約が取り消され、又は貸渡契約が締結されなかったことについては、第4条及び第5条に定める場合を除き、相互に何らの請求をしないものとします。

2. 借受人は、天災その他の不可抗力の事由により、当社がレンタカーの貸渡しを代替レンタカーの提供をすることができなくなった場合において、これにより生ずる損害について当社の責任を問わないものとします。借受人は、この場合、直ちに借受人に連絡するものとします。

第7条 (予約業務の代行)

借受人は、当社に代わって予約業務を取り扱う旅行代理店、提携会社等（以下「代行業者」という。）において予約の申込みをすることができます。

2. 代行業者に対して前項の申込みを行った借受人は、申込みを行った当該代行業者の営業拠点に対してのみ予約の変更又は取消しを申し込むことができるものとします。

第3章 貸渡し

第8条 (貸渡契約の締結)

借受人又は借受人は、第2条第1項に定める借受条件を明示し、当社はこの約款、料金表等により貸渡条件を明示し、貸渡契約を締結するものとします。ただし、貸し渡すことができるレンタカーがない場合又は借受人若しくは運転者が第9条第1項若しくは第2項各号のいずれかに該当する場合は除きます。

2. 貸渡契約を締結した場合、借受人は当社に第11条第1項に定める貸渡料金を支払うものとします。

3. 当社は、監督官庁の基本通達（注1）に基づき、貸渡票（貸渡票）及び第14条第1項に規定する貸渡証に運転者の氏名、住所、運転免許の種類及び運転免許証（注2）の番号を記載し、又は運転者の運転免許証の写しを添付するため、貸渡契約の締結に際し、借受人に対し、借受人の指す運転者（以下「運転者」という。）の運転免許の提示を求め、その写しの提出を求めることがあります。この場合、借受人は、自己が運転者であるときは自己の運転免許証を提示し、又はその写しを提出するものとします。借受人と運転者が異なる場合は運転者の運転免許証を提示し、又はその写しを提出するものとします。

(注1) 国土交通省の基本通達は、国土交通省自動車交通局の「レンタカーに関する基本通達（自第138号 平成27年6月13日）」の2（10）及び（11）のことをいいます。

(注2) 運転免許証の提示は、国土交通省の「道路交通法第107条第1項第1号の書式運転免許証をいいます。

また、道路交通法第107条の2に規定する種別運転免許証又は外国運転免許証は、運転免許証に準じます。

4. 当社は、貸渡契約の締結に際し、借受人及び運転者に対し、運転免許証の写しに本人確認ができる書類の写しをとることがあります。

5. 当社は、貸渡契約の締結に際し、借受人に借受人及び運転者と連絡するための携帯電話番号等の告知を求めます。

6. 当社は、貸渡契約の締結に際し、借受人に対し、クレジットカード若しくは現金による支払いを求め、又はその他の支払方法を指定することができます。

第9条 (貸渡契約の締結の拒絶)

借受人又は運転者が次の各号のいずれかに該当するときは、貸渡契約を締結することができないものとします。

(1) 貸し渡すレンタカーの運転に必要な運転免許証を提示せず、又は貸し渡すに十分な知識を有せず、その運転者の運転免許証の写しの提出に同意しないとき。

(2) 酒気を帯びていると認められるとき。

(3) 麻薬、覚せい剤、シンナー等による中毒状態等を呈していると認められるとき。

(4) チャイルドシートを使用せず6歳未満の幼児を同乗させること。

(5) 暴力行為若しくは暴行若しくは脅迫行為若しくは強迫行為若しくはその他の反社会的組織に属している者であるとき。

2. 借受人又は運転者が次の各号のいずれかに該当するときは、当社は貸渡契約の締結を拒絶することができるものとします。

(1) 予約に際して定められた運転者と貸渡契約締結時の運転者とが異なるとき。

(2) 過去の貸渡しにおいて、貸渡料金の支払いに滞りがあったとき。

(3) 過去の貸渡しにおいて、第17条各号に掲げる行為があったとき。

(4) 過去の貸渡し（他のレンタカー事業者による貸渡しを含む。）において、第18条第6項又は第24条第1項記載の行為があったとき。

(5) 過去の貸渡しにおいて、貸渡料金は保険料減額により自動車保険が適用されなかった事実があったとき。

(6) 特定車種の利用に際し、別途定める貸渡条件を満たしていない場合。（特定車種利用の場合に限る。）

(7) 当社の関係に際し、当社の従業員その他の関係者に対して、暴力的行為を行い、若しくは合理的範囲を超える負担を要求し、又は暴力的行為若しくは言辭を用いたとき。

(8) 風説を流布し、又は虚言若しくは威力を用いて当社の信用を毀損し、又は業務を妨害したとき。

(9) 上記各号の他、(10)別項で定める条件を満たしていないとき。

3. 前2項の場合において借受人との間に既に予約が成立していたときは、予約の取消しがあったものとして取り扱い、借受人から予約取消手数料の支払いを受けていたときは、受領済みの予約申込金を借受人に返還するものとします。

第10条 (貸渡料金の成立)

貸渡料金は、借受人が当社に貸渡料金を支払い、当社が借受人にレンタカーを引き渡したときに成立するものとします。この場合、受領済みの予約申込金又は旅行あっせん業者等において、発行したクーポン券額相当額が貸渡料金の一部に充当されるものとします。

2. 前項の貸し渡しは、第2条第1項の借受開始日時と、同項で明示された借受場所で行うものとします。

第11条 (貸渡料金の算定)

貸渡料金は、以下の料金の合計金額をいうものとし、契約した貸渡期間に相応する料金を貸渡料金に算入します。また、当社はそれぞれの額又は計算根拠を料金表に明示します。

(1) 基本料金 (2) 特別取扱料 (3) ファースト料金 (4) 燃料代又は充電代 (5) 車両使用料 (6) その他料金

基本料金は、レンタカーの貸渡しに際して、当社が地方運輸局運輸支局長（兵庫県においては神戸運輸監理官兵庫県部長、沖縄県においては沖縄総合事務局監理事務所長。以下、第14条第1項において同じとする。）に届出付で実施している料金によるものとします。

2. レンタカー返還時に、第1項で受領した料金以外に延長料金、事故による免責金額、休車補償料、返還場所変更手数料等の追加料金が発生した場合は、返還料金を精算をしない限りはならないものとします。

3. 第2条第2項で規定した貸渡料金を決定したときは、予約申請に適用した料金と貸渡し時の料金とを比較して差額を貸渡料金とするものとします。

第12条 (借受条件の変更)

借受人は、貸渡契約の締結後、第8条第1項の借受条件を変更しようとするときは、あらかじめ当社の承諾を受けなければならぬものとします。

2. 借受人は、前項による借受条件の変更によって貸渡業務に支障が生ずるときは、その変更を承諾しないことがあります。この場合、当初の貸渡期間終了前までに当該レンタカーを返却するものとします。

3. 借受人は、第1項に従って貸渡期間を延長する場合は、貸渡期間以外の借受条件はすべて従来の貸渡条件の同一とし、変更後の貸渡期間に対応する貸渡料金を当社に支払うものとします。

第13条 (点検整備及び点検)

当社は、道路運送車両法第48条（定期点検整備）に定める点検を、必要な整備を実施したレンタカーを貸し渡すものとします。

2. 借受人は、第3条第1項の規定に基づく代理貸渡しを受けたレンタカーを含め、道路運送車両法第47条の2（日常点検整備）に定める点検をし、必要な整備を実施するものとします。

3. 借受人又は運転者は、前2項の点検整備が実施されていること並びに定められた点検表に基づき車外視観及び内視観の検査によってレンタカーに整備不具合がないことを確認するものとします。

4. 借受人は、前項の確認によってレンタカーに整備不良が発見された場合には、直ちに必要の整備等を実施するものとします。

5. チャイルドシートは借受人がその責任において適正に装着するものとします。当社が装着の手引きをすることがあっても、チャイルドシート装着の責任は借受人が負うものとします。

第14条 (貸渡料金の交付、換領等)

借受人は、レンタカーを引き渡したときは、地方運輸局運輸支局長が定めた事項を記載した所定の貸渡証を借受人又は運転者に交付するものとします。

2. 借受人又は運転者は、レンタカーの使用に、前項により交付を受けた貸渡証を携帯しなければならないものとします。

3. 借受人又は運転者は、貸渡料金を納付したときは、直ちにその旨を当社に通知するものとします。

4. 借受人又は運転者は、レンタカーを返還する場合には、同時に貸渡証を当社に返還するものとします。

第4章 使用

第15条 (管理責任)

借受人又は運転者は、レンタカーの引渡しを受けてから当社に返還するまでの間（以下「使用」という。）、善良な管理者の注意義務をもってレンタカーを使用し、管理するものとします。

2. 借受人が前項の注意義務を怠り、引受けを受けたレンタカーが故障、いたずら、車上死し、盗難等の被害を受けた場合、借受人は当社が被った損害を負担するものとします。なお、この場合レンタカーに付保されている保険の適用は行いません。

第16条 (日常点検整備)

借受人又は運転者は、使用中にレンタカーについて、毎日使用する前に道路運送車両法第47条の2（日常点検整備）に定める点検をし、必要な整備を実施しなければならないものとします。

第17条 (禁止行為)

借受人又は運転者は、使用中に次の行為をしてはならないものとします。

(1) 当社の承諾なく、(1)道路運送法に基づく許可等を受けることなくレンタカーを自動車運送事業又はこれに類する目的に使用すること。

(2) レンタカーを所定の用途以外に使用し又は第8条第3項の貸渡証に記載された運転者及び当社の承諾を得た者以外の者に譲渡すること。

(3) レンタカーを転貸し、又は他の担保の用に供する等当社の権限を侵害することとなる一切の行為をすること。

(4) レンタカーの自動車登録番号標又は車両番号標を偽造若しくは変造し、又はレンタカーを改造若しくは変更する等その原状を変更すること。

(5) 当社の承諾を受けることなく、レンタカーを各種テスト若しくは遊技に使用し又は他車の運転若しくは後列に使用すること。

(6) 法令又は公平合理的に違反してレンタカーを使用すること。

(7) 当社の承諾を受けることなくレンタカーについて損害保険に加入すること。

(8) レンタカーを日本国外に持ち出すこと。

(9) 当社の承諾を受けることなく、レンタカーに装着されているオーディオ、カーナビ及びその他の装備品を取り外し、車外に持ち出すこと。また車載工具、装着タイヤ、スペアタイヤ等を当該レンタカー以外に用いること。

(10) 当社の承諾を受けることなく、ペットを同乗させること。また承諾を受けた場合でも、車内でペットをケージから出すこと。

(11) 電気自動車又は充電器の不備の取扱いにより、電気自動車又は充電器を破損し、汚損すること。

(12) その他第8条第1項の借受条件に違反する行為をすること。

第18条 (違法駐車等の場合の措置等)

借受人又は運転者は、使用中にレンタカーを使用して道路交差点に定める違法駐車をしたときは、借受人又は運転者は、違法駐車をした地域を管轄する警察署に届出し、直ちに自ら違法駐車に係る反則金を納付し、及び違法駐車に伴うレッカー移動、保管、引取りなどの費用を負担するものとします。

2. 借受人は、警察からレンタカーの強制移動等の連絡を受けたときは、借受人又は運転者は連絡し、速やかにレンタカーを移動させ、若しくは引き取るとともに、レンタカーの借受期間終了時又は当社の指示する時までには反則金、警察署に届出して違反を処理するよう指示するものとし、借受人又は運転者はこれに従うものとします。なお、借受人は、レンタカーが警察署より移動された場合は、当初の期間より、自らレンタカーを警察署から引き取る場合があります。

3. 借受人は、前項の指示を行った後、当社の判断により、違反処理の状況を交通反則金納付書又は納付書、領収書等により確認するものとし、処理されていない場合は、処理されるまで借受人又は運転者に対して前項の指示を行うものとします。また、借受人は借受人又は運転者に対し、反則金納付書をした事実及び警察署等に届出し、違反者として法律上の措置に従うことを自認する旨の当住所の文書（以下「自認書」という。）に自ら署名するよう求め、借受人又は運転者はこれに従うものとします。

4. 借受人は、当社が必要と認めるときは、警察に対して自認書及び貸渡証等の個人情報を含む資料を提出する等により借受人又は運転者に係る反則金に係る責任追及のための必要な協力を行うほか、公安委員会に対して道路交通法第51条の4第6項に定める申告書及び自認書等の資料を提出し、事実関係を報告する等の必要が認められるときは、借受人又は運転者に対して同意することなく同意するものとします。

5. 当住所に道路交通法第51条の4第1項の反則金納付書命令を受け反則金を納付した場合は、借受人若しくは運転者の検察に要した費用若しくは引取り等の費用を負担した場合には、当住所に借受人又は運転者に対し、次に掲げる通知（以下「反則金通知書」といいます。）を請求するものとします。この場合、借受人又は運転者は、当住所に通知書を受け取る期日までに反則金通知書費用を支払うものとします。

(1) 反則金通知書相当額

(2) 当社が別記定める反則金返還金

(3) 探検に要した費用及び車両の移動、保管、引取り等に要した費用

6. 当社が反則金返還金納付命令を受けたときは、又は借受人若しくは運転者が当社が指定する期日までに同項に規定する請求額の全額を支払わないときは、当社は借受人若しくは運転者の氏名、生年月日、運転免許証番号等を一般社団法人全国レンタカー協会情報管理システム（以下「全社協システム」といいます。）に登録する等の措置をとるものとします。

7. 第1項の規定により借受人又は運転者が道路交差点に係る反則金を納付すべき場合において、当該借受人又は運転者が第2項に基づく通知を処理すべき旨の当社指示又は第3項に基づく自認書に署名すべき旨の当社求めに応じないとき、又は当社が必要と認められた場合は、第5項の反則金通知書命令に代わるものとして、借受人又は運転者から、当社が別記定める反則金返還金（以下「反則金返還金」といいます。）を申し受けることができるものとします。

8. 第6項の規定にかかわらず、当社が借受人又は運転者から駐車違反金及び第5項第3号に規定する費用の全額を受領したときは、当社は第5項に規定する全社協システムに登録する等の措置をとらず、又は反則金全社協システムに登録したデータを削除するものとします。

9. 借受人又は運転者は、第5項に基づき当社が請求した金額を当社に支払った場合において、借受人又は運転者は、後述の強制移動に係る反則金を納付し、又は反則金を提起した等により、反則金返還金納付命令が取り消され、当社が反則金返還金の通知を受けたときは、又は反則金返還金を納付した領収書等の提示を受けた場合は、当住所に支払を受けた駐車違反金返還金通知書の提示のみを借受人又は運転者から請求するものとします。第8項に基づき当社が駐車違反金を申し受けた場合においては、同様とします。

10、第6項の規定により、全レ協システムに登録された場合において、反則金が納付されたこと等により放還返金納付命令が取り消され、又は第5項の規定による当社の請求額が全額当社に支払われたときは、当社は全レ協システムに登録したデータを削除するものとする。

第5章 返還

第19条 (返還責任)

借受人又は連帯者は、レンタカーを借受期間満了時までに所定の返還場所において当社に返還するものとする。

2、借受人又は連帯者が前項の規定に違反したときは、当社に与えた一切の損害を賠償するものとする。

3、借受人又は連帯者は、天災その他の不可抗力により借受期間中にレンタカーを返還することができない場合は、当社に生ずる損害について責を負わないものとする。この場合、借受人又は連帯者は直ちに当社に連絡し、当社の指示に従うものとする。

第20条 (返還時の確認等)

借受人又は連帯者は、当社立会いのもとにレンタカーを返還するものとする。この場合、通常の使用によって磨耗した箇所があること、電気自動車の電池の消耗があること等を除き、引渡し時の状態に返還するものとする。

2、借受人又は連帯者は、レンタカーの返還にあたって、レンタカー内に借受人若しくは連帯者又は同乗者の遺留品がないことを確認して返還するものとし、当社は、レンタカーの返還後においては、遺留品については保管の責を負わないものとする。

第21条 (借受期間変更時の貸渡料)

借受人又は連帯者は、第12条第1項より借受期間を変更したときは、変更後の借受期間に対応する貸渡料金を支払うものとする。

第22条 (返還場所等)

借受人又は連帯者は、第19条第1項より所定の返還場所を変更したときは、返還場所の変更によって必要となる回送のための費用(乗持料金)が当初乗持料金を超える場合には、その超過分を支払うものとする。ただし、当初乗持料金を下回る場合でも、当社はその額を返還しません。

2、借受人又は連帯者は、第12条第1項による当社の承諾を受けることなく所定の返還場所以外の場所にレンタカーを返還したときは、次に定める返還場所変更手数料を支払うものとする。

返還場所変更手数料＝返還場所の変更によって必要となる回送のための費用×200%

第23条 (レンタカー貸渡料金の精算)

借受人は、レンタカー返還時に超過料金、付帯料金、ガソリン料金等の未精算がある場合には、借受人はこれらの料金を支払うものとする。

2、レンタカー返還時において燃料が未満量(満タンでない)の場合は、借受人は、当社が別途定める規定にない限り、満量に合わせた燃料料を支払うものとする。

第24条 (不返還となった場合の措置)

当社は、借受人又は連帯者が、借受期間が満了したにもかかわらず、所定の返還場所にレンタカーを返還せず、かつ、当社の返還請求に応じないとき、又は借受人の所在が不明となる等の理由により不返還になったと認められるときは、刑事告訴を行う等の法的措置をとるほか、一般社団法人全国レンタカー協会に対し、不返還被害報告をするものとし、全レ協システムに登録する等の措置をとるものとする。

2、当社は、前項に該当することとなったときは、レンタカーの所在を確認するため、借受人又は連帯者の家族、親族、勤務先等の関係者への取り調べや全レ協システムでの作業取り調査や全レ協システムでの作業取り調査が必要な措置をとるものとする。

3、第1項に該当することとなった場合、借受人又は連帯者は、第29条の規定により当社に与えた損害について賠償する責任を負うほか、レンタカーの回収及び借受人又は連帯者の捜索に要した費用を負担するものとする。なおこの場合、当社がレンタカー内の遺留品について責を負わないものとする。

4、第1項に該当することとなったとき、借受人又は連帯者は、当社が借受人又は連帯者の承諾なくしてレンタカーを引き上げることについて予め同意し、当社のレンタカーの引き上げに関して、民事・刑事その他理由の如何を問わず、一切異議を述べないものとする。なおこの場合、当社はレンタカー内の遺留品について責を負わないものとする。

第6章 故障、事故、盗難時の措置

第25条 (故障発生時の措置)

借受人又は連帯者は、使用中にレンタカーの異常又は故障を発見したときは、直ちに運転を中止し、当社に連絡するとともに、当社の指示に従うものとする。

第26条 (事故発生時の措置)

借受人又は連帯者は、使用中にレンタカーに係る事故が発生したときは、直ちに運転を中止し、事故の大小にかかわらず法上の措置をとるとともに、次に定める措置をとるものとする。

(1) 直ちに事故の状況等を当社に報告し、当社の指示に従うこと。

(2) 前項の指示に基づきレンタカーの修理を行う場合は、当社が認めた場合を除き、当社又は当社の指定する工場で行うこと。

(3) 事故に際し当社が契約している保険会社の調査に協力するとともに、必要な書類等を遅滞なく提出すること。

(4) 事故に際し相手方と交渉その他の合意をするときは、あらかじめ当社の承諾を受けること。

2、借受人又は連帯者は、前項の措置のほか、自ら対応して事故を処理し、及び賠償をするものとする。

3、当社は、借受人又は連帯者の事故の処理を行うことにより、その解決に協力するものとする。

4、借受人又は連帯者は、レンタカーにドライブレコーダーが搭載されている場合があり、借受人又は連帯者の運転状況が記録されること、及び当社が当該記録を以下の各号定める場合に利用することを異議なく承諾するものとする。

(1) 借受人又は連帯者の運転状況を当社に記録する必要があるとき当社が判断した場合。

(2) 事故の調査及び提供する場合、サービスの品質向上のため等、顧客満足向上のためのマーケティング分析に利用する場合。

(3) 法令又は他府県等により開示が要求された場合。

第27条 (盗難発生時の措置)

借受人又は連帯者は、使用中にレンタカーの盗難が発生したときその他の被害を受けたときは、次に定める措置をとるものとする。

(1) 直ちに最寄りの警察に通報すること。

(2) 直ちに被害状況等を当社に報告し、当社の指示に従うこと。

(3) 盗難、その他の被害に際し当社及び当社が契約している保険会社の調査に協力するとともに要求する書類等を遅滞なく提出すること。

第28条 (使用不能による貸渡料金の終結)

使用不能による貸渡料金の終結、盗難の発生、盗難の発生(以下「故障等」という。)によりレンタカーが使用できなくなったときは、貸渡料金は終了するものとする。

2、借受人又は連帯者は、前項の場合、レンタカーの取り戻し及び修理等に要する費用を負担するものとし、当社は受領済の貸渡料金を返還しないものとする。なお、特約により貸渡料金が後払いになっているとき、又は貸渡期間が延長等により未精算金がある場合は、借受人はこれらの料金を支払うものとする。ただし、故障等が第3項又は第5項に定める事由による場合はこの限りでないものとする。

3、故障等が発生した際に代替レンタカーを借り受けた場合は、新たな貸渡料金を締結したものとし、借受人は当社から代替レンタカーの提供を受けることができるものとする。なお、代替レンタカーの提供条件については、第5条第2項を準用するものとする。

4、借受人が前項の代替レンタカーの提供を受けたいときは、当社は受領済の貸渡料金を全額返還するものとする。なお、当社が代替レンタカーを提供できないときも同様とする。

5、故障等が発生し、連帯者及び当社のいずれの責にかかわらずの事由により生じた場合は、当社は、受領済の貸渡料金の、貸渡しから貸渡料金の終了までの期間に対応する貸渡料金を差し引いた残額を借受人に返還するものとする。

6、レンタカーの使用において天災その他の不可抗力の事由により、レンタカーが使用不能となった場合には、貸渡料金は終了するものとする。

7、借受人は前項に該当することとなったときは、その旨を当社に連絡するものとし、レンタカーを使用した期間に相当する貸渡料金を、当社に支払うものとする。ただし、既に全額受領済みの場合は除きます。

8、借受人又は連帯者は、本条に定める措置を除き、レンタカーを使用できなかったことにより生ずる損害について、本条に定められている以外のいかなる請求もできないものとし、全額受領済みの場合は除きます。

第7章 賠償及び補償

第29条 (賠償及び追償補償)

借受人又は連帯者は、借受人又は連帯者が借り受けたレンタカーの使用中に第三者又は客出に損害を与えたときは、第35条第1項の規定に基づく代理責任を受けているレンタカーを含めその損耗を賠償するものとする。ただし、当社の責に帰すべき事由による場合を除きます。

2、前項の当社の損害のうち、事故、盗難、借受人又は連帯者の責に帰すべき事由による故障、レンタカーの汚損・臭気等により当社がそのレンタカーを利用できないことによる損害については料金表に定めるところにより損害を賠償し、又は営業補償をするものとし、借受人又は連帯者はこれを支払うものとする。

第30条 (保険及び補償)

借受人又は連帯者は第29条第1項の賠償責任を負うときは、当社がレンタカーについて締結した損害保険契約及び当社の定める補償制度により、次の限りの保険金又は補償金が支払われます。

(1) 対人補償 1名につき 無制限(自動車損害賠償責任保険による金額を含む。)

(2) 対物補償 1事故につき 無制限(免責金額5万円)

(3) 車両補償 1事故につき 時価額(免責金額5万円)(J・H・EJクラスすべて、Wクラスすべて、Vクラスすべて、T1-T3クラス) 免責金額10万円(T4、T5クラス、Aクラス、Mクラスすべて)

(4) 人身傷害補償 1名につき 3000万円(任意)まで(任意)

1. 人身傷害補償の適用に関しては、必ず警察への人身事故の届出と医師による正規の治療を要します。

なお、その間に発生した賠償は、任意の補償に準ずるものとする。

2、保険約款又は補償制度の免責事項に該当する場合には、第1項に定める保険金又は補償金は支払われません。

3、保険約款又は補償制度に定められていない損害及び第1項の定めより支給される保険金額又は補償金を超える損害(賠償)については、特約した場合を除いて借受人又は連帯者の負担とします。ただし、激甚災害に付随する自然災害に付随する損害については、その損害が当該激甚災害に指定された地域において発生し、き損し、又はその他の被害を受けレンタカーに係るもの等である場合には、その損害の発生につき借受人又は連帯者が故意又は重大な過失があった場合を除き、借受人又は連帯者はその損害を賠償することを要しないものとする。

4、当社が借受人又は連帯者の負担すべき損害金を支払ったときは、借受人又は連帯者は、直ちに当社の支払額を当社に弁済するものとする。

5、第1項に定める損害賠償の保険料相当額及び当社の定める補償制度の加入料相当額を貸渡料金に含みます。

6、警察及び当社各店舗に届出のない事故、損害保険約款の免責事項に該当する事故、貸渡し後第9条第1項1号から5号、第2項1号、若しくは第17条1号から11号の1に該当して発生した事故、及び借受期間を無断で延長してその延長後に発生した事故による損害については、損害保険のこの補償制度は適用されません。

第8章 貸渡料金の解除

第31条 (貸渡料金の解除)

当社は、借受人又は連帯者が使用中に次の各号の1に該当したときは、何らの通知、催告を要せずに貸渡料金を解除し、直ちにレンタカーの返還を請求することができるものとする。この場合、当社は受領済の貸渡料金を借受人に返還しないものとする。ただし、特約により貸渡料金が後払いになっているとき、又は借受期間が延長等により未精算金がある場合には、借受人はこれらの料金を支払うものとする。

(1) この契約に違反したとき。

(2) 借受人又は連帯者の責に帰する事由により交通事故を起こしたとき、又はレンタカーが損傷あるいは故障したとき。

(3) 第9条第1項各号のいずれかに該当することとなったとき。

第32条 (同意解除)

借受人は、使用中であっても、当社の同意を得てレンタカーを返還し次に定める解約手数料を支払った上で貸渡料金を解除することができるものとする。この場合、当社は、受領済の貸渡料金を、貸渡しから返還までの期間に対応する貸渡料金を差し引いた残額を借受人に返還するものとする。

2、借受人は、前項の解約をするときは、次に定める解約手数料を当社に支払うものとする。

解約手数料＝(貸渡料金の期間に相当する貸渡料金)－(貸渡しから解約までの期間に相当する貸渡料金)×50%

第9章 個人情報

第33条 (個人情報の利用目的)

当社が借受人又は連帯者の個人情報を取得し、利用する目的は次のとおりとする。

(1) 道路運送法第80条第1項に基づきレンタカーの事業許可を受けた事業者として、貸渡料金の締結等貸渡業務を円滑に実施する等、事業許可の条件として義務付けられている事項を実施するため。

(2) 借受人又は連帯者から、レンタカー、中古車その他の当社が取り扱っている商品の紹介及びこれに関するサービスの提供並びに各種イベント、キャンペーン等の開催について、宣伝広告物の送付、eメールの送付等の方法により、案内するため。

(3) 貸渡料金の締結に際し、借受け申込者又は連帯者に関し、本人確認及び貸渡料金の締結の可否についての審査を行うため。

(4) 商品開発を行うに際し顧客満足度向上策の検討のため、郵便、電話、電子メールなどの方法によりアンケート調査を実施するため。

(5) 個人情報を統計的に集計・分析し、個人を識別・特定できない状態で加工した統計資料を作成するため。

(6) 以下の個人情報情報を書面又は電子媒体によりグループ会社、当社の親会社に提供するため。ただし、本人の明示した同意により第三者提供を停止した項目：住所・氏名・生年月日・電話番号、及びお客様との取引に関する情報

2、第1項各号に定められていない目的で借受人又は連帯者の個人情報を取得する場合は、あらかじめその利用目的を明示し行います。

第34条 (個人情報の開示及び削除の同意)

借受人又は連帯者は、次の各号のいずれかに該当する場合には、借受人又は連帯者の氏名、生年月日、運転免許番号等を含む個人情報、全レ協システムに7年を超えない期間登録されること並びにその情報が一般社団法人全国レンタカー協会及びこれに加盟する各県レンタカー協会並びにこれらの会員であるレンタカー事業者によって貸渡料金の締結等の審査のために利用されることに同意するものとする。

(1) 当社が道路運送法第80条第1項に基づいて放還返金金の納付を命じられた場合

(2) 当社に対して第18条第5項に規定する車両返戻関係費用の全額を支払いがない場合

(3) 第21条第1項に規定する不返還があったと認められる場合

第10章 雑則

第35条 (代理貸渡)

当社は、申込み希望通りの車種クラス、車名又は型式のレンタカーを貸渡することができない場合(申込みを受けた営業所にレンタカーが配置されていない場合を含む。)においては、第8条第1項の規定にかかわらず、次に掲げる事項について申込みを締結し、その同意を得る場合に限って、他のレンタカー事業者からレンタカーの提供を受けて、これを申込み者に貸渡することができるものとする。(これを「代理貸渡」という。)

(1) 事故、故障等のトラブルがあった場合において、自社のレンタカーを認めた事業者の貸渡料金を適用するものとする。

(2) 貸渡料金は第3項に定めるところによる特約の機種のものとする。

(3) 貸渡料金を支払ったレンタカー事業者の貸渡料金が締結されているものであること。

(4) 代理貸渡をする場合は、当該レンタカーを提供した事業者の貸渡料金を適用するものとする。

3、代理貸渡を行うための基本に定める「貸渡し」は、当該レンタカーを提供した事業者の定める機種のものによるが、又は当社が別途定める代理貸渡専用の機種の貸渡によるものとする。

4、代理貸渡をした場合において、当該貸渡をした車両において、故障その他のトラブルが発生したときは、当社は、自社保有のレンタカーを貸渡した場合と同様、車両提供事業者の行う修理等の手続きに協力するほか、借受人又は連帯者の利便を確保するための措置をとるものとする。

第36条 (租税)

当社は、この契約に基づき借受人又は連帯者に対する金銭債務があるときは、借受人又は連帯者の当社に対する金銭債務とすべて相殺することができるものとする。

第37条 (消費税、地方消費税)

借受人又は連帯者は、この契約に基づく取引に課される消費税(地方消費税を含む。)を当社に対して支払うものとする。

第38条 (差延預金)

借受人又は連帯者及び当社は、この契約に基づく金銭債務の履行を怠ったときは、相手方に対し年率146%の割合による遅延損害金を支払うものとする。

第39条 (細則)

この契約の細則を別に定めることができるものとし、その細則もこの契約と同等の効力を有するものとする。

2、当社は、別紙「細則」を、この契約の各店舗に掲示するとともに、当社の発行するパンフレット、料金表等にこれを記載するものとする。また、これを変更した場合も同様とする。

第40条 (邦文契約の優先適用)

邦文契約と英文契約の文章または用語につき齟齬がある場合、邦文契約を正式のものとし、これを優先適用する。

第41条 (合意管轄裁判所)

この契約に基づく権利及び義務について紛争が生じたときは、協議のつかぬにかかわらず当社の本店、支店又は各店舗所在地を管轄する地方裁判所又は簡易裁判所をもって合意管轄裁判所とする。

附則

この契約は、平成29年7月1日から施行します。